様式第６（第５条第４項関係）（令２総省財厚労農水経産国交環省令１・全改）

事業環境の整備に係る措置を講ずる必要がない旨の通知書

年　　月　　日

殿

地方公共団体の長　名

年　　月　　日付けで提案のあった事業環境の整備に係る措置については、下記のとおり講ずる必要がないと判断しましたので、通知します。

記

１　提案に係る措置を講ずる必要がないと判断する理由

２　提案に係る措置を講じず、地域経済牽引事業の一部若しくは全部の実施が可能である場合にはその範囲又は実施が可能となるための方策

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）

「２　提案に係る措置を講じず、地域経済牽引事業の一部若しくは全部の実施が可能である場合にはその範囲又は実施が可能となるための方策」には、提案があった事業環境の整備に係る措置の内容の改善点、現行規制下において対応が可能な事業の実施内容又はそのための方策等を具体的に記載するよう努めること。